

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(平成19年 4月27日三重県議会訓令第2号)

〔沿革〕平成20年 1月22日三重県議会訓令第1号改正
平成20年 8月29日三重県議会訓令第6号改正
平成20年 11月28日三重県議会訓令第7号改正
平成21年 3月31日三重県議会訓令第4号改正
平成23年 3月 8日三重県議会訓令第1号改正
平成25年 2月28日三重県議会訓令第1号改正
平成30年 12月21日三重県議会訓令第1号改正
令和2年 12月25日三重県議会訓令第5号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県政務活動費の交付に関する条例(平成13年三重県条例第49号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条第1項の会派結成届は第1号様式によるものとし、会派異動届は第2号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項の会派解散届は、第3号様式によるものとする。

(会派等の通知)

第3条 条例第7条に規定する議長から知事への通知は、第4号様式により行うものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項に規定する請求は、会派の代表者にあつては第5号様式により、議員にあつては第6号様式により行うものとする。

(政務活動費の使途基準)

第5条 条例第10条に規定する政務活動費の使途基準は、会派に係る政務活動費については別表第1、議員に係る政務活動費については別表第2のとおりとする。

(旅費の計算方法)

第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。

(あん分による支出)

第7条 一の支出を政務活動費及び政務活動費以外の経費により行う場合は、合理的な方法により、当該支出に係る額をそれぞれの経費に係る支出の額に明確にあん分しなければならない。ただし、明確にあん分し難いときは、一の支出に係る額の2分の1の額を政務活動費に係る支出の額とみなす。

(収支報告書及び写しの送付)

第8条 条例第11条の収支報告書は、会派にあっては第7号様式によるものとし、議員にあっては第8号様式によるものとする。

- 2 議長は、条例第11条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを知事に送付するものとする。
- 3 前項に規定する議長から知事への送付は、第9号様式により行うものとする。

(収支報告書に添付すべき証拠書類等)

第9条 条例第11条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書
 - (2) 旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書(第10号様式)
 - (3) 領収書を徴し難い場合の支払確認書(会派にあっては第11号様式、議員にあっては第12号様式)
- 2 条例第11条第4項第2号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 政務活動費による支出の額が1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し
 - (2) 宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書(会派にあっては第13号様式、議員にあっては第14号様式)の写し
 - (3) 政務活動の概要を記載した報告書(第15号様式)の写し

(収支報告書等の修正)

第10条 会派の代表者及び議員は、条例第11条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第16号様式により議長に届け出なければならない。

- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による収支報告書の記載等の修正の場合について準用する。

(証拠書類等の整理保管)

第11条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係るすべての支出に係る証拠書類等の原本を整理保管し、これを条例第11条に規定する当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第12条 条例第13条第2項に規定する収支報告書及び証拠書類等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧に供する開始日は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日とする。ただし、閲覧に供する開始日が三重県の休日を定める

条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その休日の翌日とする。

- (2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂1階議会図書室とする。
 - (3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日は閲覧を行わない。
 - (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。
- 2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 閲覧書類を丁寧に取り扱い、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。
 - (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
 - (3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
 - (4) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年1月22日三重県議会訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月29日三重県議会訓令第6号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日三重県議会訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日三重県議会訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日三重県議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日三重県議会訓令第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の前日に三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年三重県条例第5号）による改正前の三重県政務調査費の交付に関する条例（平成13年三重県条例第49号）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月21日三重県議会訓令第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第 6 条の規定にかかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年三重県条例第 87 号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号。以下この項において「旧条例」という。）第 6 条から第 8 条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、旧条例第 6 条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第 7 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第 7 項、第 9 項及び第 11 項並びに旧条例第 8 条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。
- 3 この規程の施行の日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1 キロメートルにつき 30 円として計算するものとする。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日三重県議会訓令第 5 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

経費及び内容	支出科目及び主な例
<p>調査研究費 会派が行う三重県の事務、地方 行財政等に関する調査研究（視 察を含む。）及び調査委託に要 する経費</p>	<p>旅 費（調査研究、視察等に要する旅費） 需用費（調査研究、視察に必要な消耗品、資料印刷費等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究、視察に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>研修費 1 会派が行う研修会、講演会 等の実施（共同開催を含む。） に要する経費 2 団体等が開催する研修会 （視察を含む。）、講演会等 への所属議員及び会派の雇用 する職員の参加に要する経費</p>	<p>旅 費（研修会、講演会等の開催又は参加に必要な旅費） 報償費（研修会、講演会等の講師等謝金） 需用費（研修会、講演会等の開催に必要な消耗品、茶菓代、資料印 刷費等） 使用料（研修会、講演会等の会場及び機材借上費） 負担金（研修会、講演会等に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>広聴広報費 会派が行う県政に関する政策等 の広聴広報活動に要する経費</p>	<p>旅 費（広聴広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>要請陳情等活動費 会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費</p>	<p>旅 費（要請陳情活動、住民相談等に必要な旅費） 需用費（要請陳情活動、住民相談等に必要な消耗品、資料印刷費等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>会議費 1 会派が行う各種会議、住民 相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換 会等各種会議への会派として の参加に要する経費</p>	<p>旅 費（各種会議、住民相談会、意見交換会等の開催又は参加に必 要な旅費） 需用費（各種会議、住民相談会、意見交換会等に必要な消耗品、茶 菓代、資料印刷費等） 使用料（各種会議、住民相談会、意見交換会等の会場及び機材借上 費） 負担金（各種会議、住民相談会、意見交換会等に参加するための負 担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料作成費 会派が行う活動に必要な資料を 作成するために要する経費</p>	<p>需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料購入費 会派が行う活動のために必要な 図書、資料等の購入、利用等に 要する経費</p>	<p>図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入 費、有料データベース利用料等）</p>
<p>事務費 会派が行う活動に係る事務の遂 行に要する経費</p>	<p>需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、機器リース又は連絡調整等に必要な経費等）</p>
<p>人件費 会派が行う活動を補助する職員 を雇用する経費</p>	<p>職員の給料、手当、社会保険料、賃金等</p>

別表第2 (第5条関係)

経費及び内容	支出科目及び主な例
<p>調査研究費 議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費</p>	<p>旅 費（調査研究、視察等に要する旅費） 需用費（調査研究、視察に必要な消耗品、資料印刷費等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究、視察に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>研修費 1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>	<p>旅 費（研修会、講演会等の開催又は参加に必要な旅費） 報償費（研修会、講演会等の講師等謝金） 需用費（研修会、講演会等の開催に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等） 使用料（研修会、講演会等の会場及び機材借上費） 負担金（研修会、講演会等に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>広聴広報費 議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</p>	<p>旅 費（広聴広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>要請陳情等活動費 議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</p>	<p>旅 費（要請陳情活動、住民相談等に必要な旅費） 需用費（要請陳情活動、住民相談等に必要な消耗品、資料印刷費等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>会議費 1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費</p>	<p>旅 費（各種会議、住民相談会、意見交換会等の開催又は参加に必要な旅費） 需用費（各種会議、住民相談会、意見交換会等に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等） 使用料（各種会議、住民相談会、意見交換会等の会場及び機材借上費） 負担金（各種会議、住民相談会、意見交換会等に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料作成費 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費</p>	<p>需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料購入費 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</p>	<p>図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費、有料データベース利用料等）</p>
<p>事務所費 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p>	<p>賃借料（事務所の賃借料） 管理運営費（事務所の光熱水費等に要する経費） その他（事務所の管理運営に要する経費）</p>

<p>事務費 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</p>	<p>需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）</p>
<p>人件費 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p>	<p>職員の給料、手当、社会保険料、賃金等</p>

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名

代表者名

会 派 結 成 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名
- 6 結成した年月日
年 月 日

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名

代表者名

会 派 異 動 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

年 月 日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名		

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名

代表者名

会 派 解 散 届

三重県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長

印

政務活動費の交付を受けようとする
会派及び議員について

三重県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

2 議員について

年 月 日

三重県知事 様

会派名

代表者名

年度政務活動費請求書

三重県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、 年 月 ~ 年 月分(所属議員数 名)

2 所属議員氏名

年 月 日

三重県知事 様

氏 名

年度政務活動費請求書

三重県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、 年 月 ~ 年 月分

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 収 入

政務活動費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

経 費	支出額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
広聴広報費			
要請陳情等活動費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

年 月 日

三重県議会議長 様

氏 名

年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第 11 条第 1 項（第 3 項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 収 入

政務活動費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

経 費	支出額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
広聴広報費			
要請陳情等活動費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
事務所費			
事務費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長

印

政務活動費収支報告書及び証拠書類等(写し)の送付について

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第8条第2項の規定により、
活動費収支報告書及び証拠書類等の写しを別添のとおり送付します。

年度政務

旅費等支出計算書

(会派分、議員分)(経費区分

費)

旅 職	行 氏	者 名				
用 務						
日 程 及 び 行 き 先			年 月 日 ~	年 月 日		
			都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
			(行き先の名称)			
支 出 内 訳			1 旅費 _____円			
			(運賃等1 円)			
			(運賃等2 円)			
			(運賃等3 円)			
			(運賃等4 円)			
			(運賃等5 円)			
			(自家用車使用 円/km × km = 円)			
			(宿泊費 円/泊 × 泊 = 円)			
			(政務雑費 円)			
			(加減額1 円)			
			(加減額2 円)			
			(加減額3 円)			
			2 付随する経費 _____円			
			(参加費、資料代等 円)			
			(手土産代 円/箇所 × 箇所 = 円)			
			(その他1(内容 円)			
			(その他2(内容 円)			
			(その他3(内容 円)			

政務活動費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

円

3 支払先

4 経費区分及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

政務活動費経理責任者氏名

会派代表者氏名

政務活動費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

円

3 支払先

4 経費区分及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

政 務 活 動 報 告 書

会 派 名 代 表 者 名	
旅 行 者 職 氏 名	
日 程 及 び 行 き 先	
目 的	
経 費 内 訳	
概 要 等	

政 務 活 動 報 告 書

旅 行 者 職 氏 名	
日 程 及 び 行 き 先	
目 的	
経 費 内 訳	
概 要 等	

年度政務活動の実施概要報告書

会派（議員）名

政務活動の主な内容、成果等

年 月 日

三重県議会議長 様

(会派の場合) 会派名
代表者名
(議員の場合) 氏名

収支報告書等修正届

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第 項の規定により、年 月 日付けで提出した「 年度政務活動費収支報告書」等について、下記のとおり修正します。

記

1 修正理由

2 修正書類

ア 収支報告書 イ 領収書その他の証拠書類等の写し

3 修正箇所及びその内容

ア 収支報告書

(ア) 収入(修正後の収入額 円)
(イ) 支出(修正項目)
(修正後の支出合計額 円)
(ウ) 残余(修正後の残余額 円)

イ 領収書その他の証拠書類等の写し
(修正箇所及びその内容)

4 残余額(いずれかの記号に 印の上、アの場合は金額を記載してください。)

ア 修正の結果生じた新たな残余は、 _____円であり、返還する。
イ 残余なし

注) 1 該当する記号に 印を付けること。

2 修正内容については、提出済み写しに加除を行い、添付すること。